

講義・演習概要

(シラバス)

基本法制研修A

第9期

【令和4年10月19日～令和4年11月18日】

基本法制研修A 第9期シラバス一覧

研修期間：令和4年10月19日(水)～令和4年11月18日(金)

研修課目 (*印=効果測定課目)	担当講師	初講義日	頁	
1 憲法(*)	渋谷 秀 樹	立教大学名誉教授	10月26日	1
2 民法(*)	遠藤 研一 郎	中央大学法学部教授	10月25日	2
3 行政法(*)	木村 俊 介	明治大学公共政策大学院教授	10月20日	3
4 地方自治制度(*)	井上 靖 朗	自治大学校部長教授	10月21日	5
5 地方公務員制度(*)	丸山 淑 夫	自治大学校客員教授	10月20日	6
6 財政学	神野 直 彦	東京大学名誉教授	10月21日	7

課 目 名	憲法
時 限 数	16 時限
担 当 講 師	立教大学名誉教授 渋谷 秀樹 <プロフィール> 昭和 53 年 4 月 東京大学法学部卒業 昭和 59 年 4 月 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程満期退学 平成 8 年 1 月 大阪府立大学経済学部教授 平成 9 年 4 月 明治学院大学法学部教授 平成 12 年 4 月 立教大学法学部教授 平成 16 年 4 月 立教大学大学院法務研究科教授 平成 18 年 11 月 立教大学大学院法務研究科委員長 (平成 24 年 4 月まで) 平成 25 年 3 月 博士 (法学) (大阪大学論文博士) 令和元年 11 月 弁護士登録 令和 2 年 3 月 立教大学定年退職
ね ら い	憲法は中央政府 (国) のみならず地方政府 (地方公共団体) の基本法である。本講義では、憲法の基本原理、人権保障および統治活動に関するを幅広く理解し、地方の現場において活用できるような素養を培うことをねらいとしたい。
講 義 概 要	憲法の理論体系は、憲法の内容・基本原理などに関する「憲法総論」、人権の概念・保障の範囲・通則などに関する「人権総論」、身体の所在・経済生活・精神生活・共同生活にそれぞれかかわる諸権利に関する「人権各論」、権力分立原理・統治機構通則に関する「統治機構総論」、そして中央政府と地方政府の組織・活動などに関する「統治機構各論」によって構成されている。 講義はレジュメの項目にしたがい、教科書の該当ページ・関連判例などを参照しながら進めていく。講義内容の項目は以下の通りである。 第 1～3 時限 憲法総論 第 4～6 時限 人権総論 第 7～13 時限 人権各論 第 14～16 時限 統治機構総論・各論
受 講 上 の 注 意	教材の渋谷『憲法』につき予習するとより理解が進むと思う。また渋谷『憲法への招待』は憲法の入門書として執筆したもので、高等学校国語科用教科書『新精選現代文 B』(明治書院、2018 年)にもその一部が収録されている。
使 用 教 材	渋谷 秀樹『憲法』(第 3 版、2017 年、有斐閣) 渋谷秀樹編著『憲法判例集』(第 12 版、2022 年、有斐閣) 渋谷 秀樹『憲法への招待』(新版、2014 年、岩波新書)
効 果 測 定	レポートによる
そ の 他 (他の課目との関連)	参考文献：渋谷秀樹『憲法を読み解く』(2021 年、有斐閣)。コンパクトな日本国憲法の逐条解説書として昨年公刊したもの。

課 目 名	民法
時 限 数	20時限
担 当 講 師	中央大学法学部教授 遠藤 研一郎 <プロフィール> 中央大学大学院法学研究科博士前期課程修了 2000年より岩手大学人文社会科学部講師、2002年より同大学助教授 2004年より獨協大学法学部助教授、2007年より中央大学法学部准教授 2009年より現職 國學院大學、昭和女子大学、獨協大学などで非常勤講師。2021年度より、国家公務員総合職試験出題委員
ね ら い	民法は、市民社会のための最も基本的な法律の一つであり、地方自治体の実務とも密接な関係にある。本講義では、20時限を通じて、民法の全体構造を解説し、まずは民法という法律を知ってもらうとともに、特に地方公務員が実務上、特に知っておくべき条文や制度を中心にその内容を明らかにし、さまざまな社会問題との関連を意識してもらうことをねらいとする。
講 義 概 要	【1時限】民法とは 【2時限】権利義務の主体（自然人、法人）と客体（物） 【3～4時限】所有権 【4～5時限】グループワーク 【6時限】物権変動 【7時限】契約の成立 【8～9時限】契約の無効・取消し 【10時限】典型契約 【11時限】不法行為責任 【12～13時限】債務不履行、担保 【14～17時限】グループワーク 【18～20時限】調査報告およびまとめ
受講上の注意	テキストをしっかりと熟読してから受講すること。
使用教材	遠藤研一郎『民法〔財産法〕を学ぶための道案内（第2版）』（法学書院）およびテキストの補助レジュメ
効果測定	筆記試験による。なお、グループワークによる調査報告も加味する。
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

課 目 名	行政法
時 限 数	23時限
担 当 講 師	<p>明治大学公共政策大学院教授，一橋大学・同大学院講師，政策研究大学院講師，国際基督教大学講師，自治大学校客員教授等 木村 俊介 〈プロフィール〉</p> <p>1986年東京大学法学部卒。米国コーネル法律大学院修士，一橋大学博士（法学）。総務省（旧自治省）入省。財政課参事官，外国人台帳企画室長，財政制度調整官，内閣官房参事官（国民保護），岐阜県企画調整課長・財政課長，松山市助役のほか，政策研究大学院教授，一橋大学教授等の勤務経験を有する。</p> <p>総務省財政課基本問題研究会委員，地方公共団体金融機構情報公開審査会委員，消防団員等基金評議員，消防育英会評議員，東京都人権条例審査会会長，静岡県ファシリテイメント委員，川崎市財政研究会委員・同ファシリテイメント委員，小平市ファシリテイメント推進委員長，高速道路の降雨時強風時通行規制検討委員会委員等を務める。主な著書；『広域連携の仕組み（改訂版）』第一法規（単著），『グローバル化時代の広域連携』第一法規（単著），『Regional Administration in Japan』Routledge（単著），「自然災害に係る道路の営造物責任に関する考察—飛騨川訴訟判決とその後」『行政法研究 第33号』信山社。</p>
ね ら い	<p>地方公共団体の行政は，法律による行政の原理の下で，行政法規を適切に運用することが求められている。また，行政法規の運用は，制定法の解釈だけではなく，実務，学説及び判例を通じて形成される各種の一般法理が重要な位置を占めている。このことを踏まえ，本講義は，各種行政活動や政策法務等に資するよう行政法の体系的な理解を図ることをねらいとする。</p>
講 義 概 要	<p>各回の講義予定の概要は以下のとおり（講義計画は，状況に応じ，変更される場合がある）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政法の基礎理論（行政法の基本構造，法律による行政の原理，行政法の一般原則，行政組織法，行政基準） ○行政活動における法的仕組み（行政行為，行政裁量，行政契約，行政指導，行政調査） ○行政上の義務の実効性確保 ○行政手続 ○行政上の救済（行政上の救済手続，国家賠償法，行政不服審査法，行政事件訴訟法等） <p>（注）この間，3回にわたる演習（班別討議，発表）を行う。</p>
受 講 上 の 注 意	<p>行政法は扱う教材の量が多いため，十分な予習が求められる。</p> <p>講義には，行政争訟関係法令が掲載された六法を持参すること。</p> <p>自分が所属する自治体の行政手続条例に目を通しておくこと。</p>
使 用 教 材	<p>桜井敬子，橋本博之 『行政法（第6版）』 弘文堂，2019年。補助教材。</p> <p>【参考文献】</p> <p>宇賀克也ほか 『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ（第7版）』 有斐閣，2017年。</p> <p>藤田宙晴 『行政法入門（第7版）』 有斐閣，2016年。</p> <p>宇賀克也 『行政法概説Ⅰ・Ⅱ（第7版）』 有斐閣，2020年。</p> <p>磯部力ほか 『行政法の新構想Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』 有斐閣，2011年。</p>

課 目 名	地方自治制度
時 限 数	20時限
担 当 講 師	自治大学校部長教授 井上 靖朗 <プロフィール> 平成10年、自治省（総務省）入省。 総務省（自治財政局交付税課、公営企業課等）のほか、山形県、奈良県、さいたま市、鳥取県、国土交通省、地方公共団体金融機構に勤務。令和3年7月より自治大学校研究部長、同4年7月より現職。
ね ら い	地方自治制度は、地方自治体の行財政運営の枠組みとなる基礎的な制度であり、かつ国の統治の礎の役割も果たしている。 本講義では、このような地方自治制度について、地方自治法の規定、関連判例等の概説に加えて、制度の歴史的経緯や現在の運用の実態等についても解説を行うことを通じて、研修終了後に受講生が各地方自治体での実践に活かせるようになることをねらいとする。
講 義 概 要	地方自治法を中心として、関連する各種制度について概観する 最近の地方自治法の改正等、地方自治をめぐる新たな動きを重点的に取り上げることとし、基本的事項についてはメリハリを付けて省略することもある。
受 講 上 の 注 意	事前のeラーニング学習は任意であるが、これまで地方自治法を体系的に学習した経験がない受講生は、eラーニングの「地方自治制度」を視聴しておくことが望ましい。
使 用 教 材	<ul style="list-style-type: none"> ・宇賀克也「地方自治法概説」第9版（有斐閣） ・松本英昭「要説地方自治法」第10次改訂版（ぎょうせい） ・地方自治小六法（学陽書房） ・地方自治判例百選 第4版（有斐閣） ・地方自治制度講義ノート、地方自治制度講義資料（自治大学校教授室） 上記のほか、レジュメや参考資料を配布する。
効 果 測 定	筆記試験による
そ の 他 (他の課目との関連)	—

課 目 名	地方公務員制度
時 限 数	12時限
担 当 講 師	丸山淑夫 <プロフィール> 昭和57年自治省に入省。 総務省で市町村課長、公務員課長、大臣官房参事官、公務員部長などを務める。そのほか内閣府、内閣官房、復興庁や静岡県、山形県、宮崎市などに勤務する。現在、全国市町村職員共済組合連合会常務理事。
ね ら い	地方公務員制度を体系的に学習する機会はそれほど多くないと思われるが、身近な問題であり、知っておくべきことも多い。本講義では、地方公務員制度の基本的な事項について幅広く理解し習得することを第一のねらいとする。 さらに、具体的問題が生じた場合に、地方公務員法等の規定をもとにしてどう対応すべきか、自ら考える力を身に付けることを目指したい。
講 義 概 要	講義では地方公務員制度の基本的な事項を体系的に概説する(6コマ)。その際、地方公務員法の規定のもつ意義について制度の趣旨から理解できるよう努める。必要に応じて実務、判例や国家公務員法等にも言及する。時間の制約があるので各自が教材を学習することを前提として、基本的な事項や重要な事項を重点的に説明したい。 また、演習では、受講者を10班(1班6~7人)に分け、所属自治体等の事例を踏まえて検討・発表して頂く。テーマは講師が提案した中から選択。検討結果は①問題提起、②現在の取扱いとその課題、③今後の対応策の検討、④自治体への提言の4項目に整理して発表する。班別の検討に3コマ、発表に3コマ。発表はパワポで12分プレゼンして、4分質疑応答。班のメンバーでよく議論し、作業を効果的に分担して、限られた時間内に濃度の高い検討を行うことが求められる。
受 講 上 の 注 意	講義は下記※の教材をベースに進行する。分かりやすい説明に努めるが、時間の制約上重点的な説明になるので、地方公務員法を体系的に学習した経験のない方には、次の※の教材を講義の進捗にあわせて予習しておくことをお勧めする。
使 用 教 材	※「地方公務員制度講義」猪野積著(第一法規) ※「地方公務員制度 講義テキスト」(自治大学校) 地方自治小六法(学陽書房)
効 果 測 定	筆記試験(試験の形式は未定) 50%程度 演習(プレゼン資料及び発表・質疑応答を評価) 50%程度
そ の 他 (他の課目との関連)	地方公務員制度は憲法、行政法などと関連があるので、これらの学習は地方公務員制度の理解にも役立つ。

課 目 名	財政学
時 限 数	8 時限
担 当 講 師	東京大学名誉教授 神野直彦 <プロフィール> 1969年 東京大学経済学部卒業 1969年 日産自動車株式会社入社 1981年 東京大学大学院博士課程修了 1983年 大阪市立大学経済学部助教授 1992年 東京大学経済学部教授 2003年 東京大学大学院経済学研究科長・経済学部長 2008年 地方財政審議会委員・会長 2016年 地方財政審議会委員・会長退任 2017年 日本社会事業大学学長就任 2021年 日本社会事業大学学長退任
ね ら い	財政は経済・政治・社会の交錯現象であり、財政を学ぶことでトータル・システムとしての社会全体を理解できる。こうした財政現象を学問の対象とする財政学の基礎を学びながら、地方自治体の職員として必要な専門知識の修得を図るとともに、社会の構成員として必要な幅広い見識を培うことをねらいとする。
講 義 概 要	1. 市場社会と財政 (1) 公的貨幣現象としての財政 (2) 財政の三つの機能 2. 財政のコントロール・システム (1) 財政民主主義と予算原則 (2) 予算循環と予算過程 3. 財政の収入システム (1) 租税原則と租税分類 (2) 所得課税・消費課税・資産課税 (3) 公債原則と財政運営 4. 財政の支出システム (1) 実質的経費と移転的経費 (2) 公企業と投融資 5. 政府間財政関係の理論 (1) 垂直的財政調整と水平的財政調整 (2) 税源配分と行政任務配分
受講上の注意	特になし
使用教材	レジュメを配布する。『財政学 第3版』(有斐閣, 2021年) ※テキスト指定。 【参考文献】 『財政のしくみがわかる本』(岩波ジュニア新書, 2007年) 『日本の地方財政 第2班』(有斐閣, 2020年, 共著) 『経済学は悲しみを分かち合うために』(岩波書店, 2018年)
効果測定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

基本法制研修A第9期 Syllabus

作成：自治大学校教務部

〒190-8581 東京都立川市緑町10番地の1

TEL (042) 540-4502 (教務部直通)

FAX (042) 540-4505 (教務部)
